

医療共済・終身医療共済・退教療養共済加入者のみなさまへ  
～新型コロナウイルス感染症の給付申請について～

日頃より、全教共済へのご理解・ご協力、誠にありがとうございます。全教共済は、みなさまのご協力により加入者が着実に増加し、全国教職員の助け合いとしてますます発展しております。

さて、新型コロナウイルス感染症が未だ猛威を振るう中ではありますが、いかがお過ごしでしょうか。全教共済の医療共済・終身医療共済・退教療養共済では、病気やケガでご入院された場合に入院給付を行っています。新型コロナウイルス感染症の場合は、本来は入院隔離が必要であるにもかかわらず、医療態勢のひっ迫により保健所や医療機関からホテルや自宅での療養が求められています。そこで全教共済では、その期間を入院したものとみなす特別措置を実施しています。該当共済にご加入の方で対象となる方は、共済会にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症によるホテル・自宅療養の給付申請には以下の要件が必要となります。

- ①新型コロナウイルス感染症の陽性診断を受けたこと。
- ②保健所(医師)の指示に基づく療養であること。(下記「※ご申請にあたって」をご参照)

なお、陽性の診断を受けない段階での発熱による自宅待機や、濃厚接触者の自宅待機は対象外です。また、退教療養共済にご加入の場合、最初の7日間は免責期間となり給付対象になりません。ご注意ください。

全教共済は加入者のみなさまの期待に応え、今後も制度改善にとりくんでいきます。引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2022年4月

全日本教職員組合共済会(全教共済)

※ご申請にあたって

ご申請にあたりましては、新型コロナウイルス感染症での療養期間を証明する、保健所(自治体)が発行する書類(就業制限解除通知書、療養期間証明書等、名称は感染時期およびお住まいの地域によって異なります)のコピーをご提出いただく必要があります。保健所(自治体)に交付申請を行った方を対象に書類を発行する保健所(自治体)が増えてきておりますので、管轄の保健所(自治体)等のWebページ等でご確認ください。